

令和4年度第1回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月8日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功		
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次		
委員	2番	草刈	章博	3番	池本英夫
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩健一
	7番	長石	憲太郎	8番	國岡美保子
	9番	寺坂	富雄	10番	植木克茂
	11番	前川	義憲	12番	細山周
	一	13番	國岡	智志	

4. 欠席委員(1人) 6番 春摘要

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口真一	17番	西沖和己
18番	平尾晴次		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 公共工事の施工に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 非農地等現況証明願の決定について

議案第5号 地籍調査に伴う農地の地目認定について

議案第6号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第7号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本進 書記 井上亮

8. 会議の概要

	(開 会 午後2時00分)
事務局長	<p>ただ今から、令和4年度第1回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>開会にあたりまして、小林会長に挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、令和4年度の第1回総会を開催しましたところ、一段と農作業が忙しくなる中ではございますけれども、農業委員、最適化推進委員の皆さんには出席を頂きました。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染が終息しない状況にあります。昨日の発生状況を見ますと9,896名ということで、約9,900名近い者が、今日の状況によってはオーバーするのではないかという感じを持っておるところであります。</p> <p>さて、去る4月5日に東部地区農業委員会会長協議会主催で、会長・事務局長会議を開催いたしました。智頭町農業委員会においても、色々意見が出ておりますけれども、やはり、口でどうこう言うよりも実績を上げていただくということが、先ず、第一であります。各市町の会長・事務局長が一堂に会しまして、倉益事務局長を講師に一応やりました。</p> <p>その中身におきましては、鳥取市は事務的な流れだけが仕事だという感覚でおられたようであります。また、若桜の方では中山間地ということで、このものを機構に出してもどうだろうかとか、あるいは受けて頂けるだろうかとか、いうことではあります。これからは中間管理機構の方に一元化して農地集積をやったものを皆一元化する形を取られ、それが何故そのような形を取るかと言いますと、やはり、国が示しております集積率、80パーセントということが、頭の上をチラつかせているということではなかろうかと思っております。</p> <p>その連絡協議会において、農業委員会の使命というのは、特に会長協議会においては、業務の適切な公平な遂行を、それぞれ東部地区でやろうということで、令和2年の8月に設立をしたと。以前はあったんですけども、これも鳥取市が広域行政合併をやられた関係で頓挫しておったと。中部、西部においては会長、事務局長が一堂に会しての会議をずっと進めておられ、それなりの面張り対策が図れてきておるという状況であります。</p> <p>さて、農業委員会を取り巻く情勢は、米価下落と水田利活用対策の見直しなどで、非常に厳しい状況にあるわけでありまして。県内の各市町村では、米価下落に係る助成措置があり、農家にとって大変ありがたい状況であります。智頭町においても1反当たり400円。これ農協の方に集荷されたものというふうに伺っているところでもあります。しかしながら、今後も米政策、</p>

	<p>米価政策については注視していく必要があるではなかろうかなど、こういうふうに感じているところでもあります。</p> <p>このような情勢下の中、農業委員会に対し、去る2月2日付けで農林水産省のガイドライン通知において、経営局長通知が發布されました。これに基づく委員会の目標ですね、それから設定や委員の活動記録の整備などが求められてきたということでもあります。更に、人・農地プランの法定化につきましても、農業経営基盤強化促進法等の一部改正が3月8日に閣議決定され、国会に法案が提出されたということでもあります。</p> <p>そこで、農業委員・農地利用最適化推進委員にお願いしたいことは、今後の農業委員会の活動は法令審査業務の適正執行は無論のことですけれども、どれだけの農地利用の最適化を実践するかであります。自らの取り組みを点検・評価し、農地利用最適化の取り組みの強化を心からお願いするものでございます。</p> <p>尚、本日の総会では報告事項、並びに協議事項といたしましては3条、5条、地籍調査に伴う農地の地目認定、それから農地利用集積計画等々提案しておりますので、十分な審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、5番 葉狩健一委員、7番 長石憲太郎委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局書記	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告です。</p> <p style="text-align: center;">(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上、1件提出がありました。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>なお、本件は本年1月総会で報告しました一時転用の期間延長となっております。 また、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。 それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。番号1番です。 農地が4筆ありまして、所在が大字埴師字堀ノ尻 1266番、地目は田、面積1,016㎡。二筆目が同じく字堀ノ尻 1267番、地目は田、面積1,124㎡。三筆目が埴師字竹ヶ鼻 1618番、地目は田、面積1,307㎡。四筆目が同じく字竹ヶ鼻 1619番、地目が畑、面積64㎡。4筆の合計が3,511㎡です。 権利種別は3条の有償移転、売買です。 譲渡人は神奈川県横須賀市湘南鷹取5丁目26番5号の●●●●さん。譲受人は大字埴師 262番地の●●●●●さんです。 申請事由としましては、●●さんの経営規模縮小、●●●さんの経営規模拡大となっております。 農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておりますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。 場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。多聞寺に入る手前の農地で、黄色く塗りつぶしているの申請地の下に位置する「佐々木幸市」とある家屋が譲受人の居宅となります。2ページ、3ページに公図、申請時期が雪のあるときでしたので、積もって分かりにくいですが、4ページ、5ページが現況写真です。 以上です。</p>
<p>議長(会長)</p> <p>1 番</p>	<p>ただいまの説明に関連して、私、1番 小林功委員が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。</p> <p>報告します。 この農地につきましては、地主であります神奈川県在住の●●●●さんが農地利用意向調査の回答で、今後の農地の扱いについての相談が事務局の方に文書であり、地区担当である私に連絡がありました。 それならば、できる限りの協力をしましょうということで、●●さんに直接連絡を取り、話を進めさせていただきました。本人も手放しても良いということで、長瀬部落にも問い合わせ、部落での会合を持っていただきましたが、</p>

議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、13番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>先ほどの事務局の説明にもありましたように、令和3年2月22日付けで第5条の一時転用許可を受けておられます。工事は完成しましたが、恒久的にここの農地を使いたいということで、所有者の●●●●●さん、病院の方に入院されておりますので奥様の方とお話をさせていただきましたし、●●●●●●●●●●の代表理事の●●さんともお話しして確認いたしました。川向こうは非常に狭いところですので、ここを現状利用していきたいということで、今回の計画変更については問題ないと判断いたしました。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
事務局書記	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定することになりました。</p> <p>次に、日程第3 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の4ページご覧下さい。番号1番です。</p> <p>先ほどの議案第2号番号1の農地となります。権利種別は所有権移転です。譲渡人が新見354番地の●●●●●さん。譲受人が智頭653番地15の●●●●●●●●●●さん。転用の目的は資材置き場ということで、転用理由としまして、「富沢発電所の維持補修のためのヤード設営、進入路、土砂置き場として使用したいため」となっております。</p> <p>譲受人の●●●●●●●●●●は、富沢発電所改修工事の際に工事を請け負っている業者であり、引き続き発電所の維持補修等をする予定をしております。</p> <p>立地基準の農地区分と許可根拠については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、代替地はありません。</p>

	<p>められておりません。</p> <p>計画面積については、土地利用計画図から妥当と判断されるものです。</p> <p>許可後6ヶ月で工事を完了する予定で、転用の妨げとなる権利を有するものはいなく、周辺の農地に与える影響も少ないため、転用事業は遅滞なく行われると考えられます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の13ページをご覧ください。集落から離れた、木工団地に上がる手前の農地になります。14ページに公図、15ページから17ページに事業計画書、18、19ページに被害防除計画書、20ページには土地利用計画図、そして21ページには現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>日曜日に現地を見て回り、月曜日に申請代理人である●さんと話しをし、また、譲り受けたいと言っておられる●●●●●●●●さんの代表者になる●●●●さんと話をいたしました。</p> <p>現在資材置き場としてあるの場所が、久志谷集落の直ぐ側にあり、道路も狭いということです。また、時々子供たちが入って危ないということで、現在の場所を選ばれたということです。</p> <p>申請地は集落から少し離れており、現在は耕作放棄地状態となっております。今後も放棄地状態になるのであれば、田畑にならないですが、こういう使い方をしてもらってものがありがたいのではないかとということでした。</p> <p>問題ないものと思います。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号2は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第4号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p>

事務局書記	<p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が、大字埴師字堀ノ尻リ263番5、地目が田で、面積は47㎡です。所有者は神奈川県横須賀市の●●●●●さんです。非農地の事由としては「平成2月日不詳から宅地として使用し、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の22ページをご覧ください。先ほど、議案第1号で審議していただいた、●●●さんの宅地側の黄色く示したところが申請地になります。23ページに公図を、24ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、私、1番 小林功委員が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。</p>
1 番	<p>本件につきましても所有者が●●さんになります。</p> <p>当時、基盤整備の時に換地清算を長瀬部落でされたと。●●●●●さんの宅地の隣接であるために、するということでしたが、始めの換地の貼り付けのまま登記がなされ、その結果、●●さんの名意義になってしまったということです。そのことも、●●さんにお話ししまして了解を取り、宅地続きであるので、何ら問題ないものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第4号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第5号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」を議題とします。</p> <p>地籍調査事業に伴う地目変更の認定を求めるものです。</p>

事務局書記	<p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>これにつきましては、智頭町地籍調査課の方から依頼のあったものです。今回は大字中原の362筆で、次の7ページから44ページが山林もしくは原野等の「農地以外の土地」地目変更として上がってきたものです。</p> <p>この中で、一部転用許可済や完了報告済の案件がございます。その部分については、地籍調査課の地目変更でなく、申請者が地目変更を行っていただくこととなりますので、その部分については当委員会での意見は付さずに回答することにしております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、5番 葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>一筆毎に利用状況調査の現況のチェックリストと照合して、中には再生可能ではないかというものがありましたが、現地を確認し、必要であれば地権者の話を聞き、この地目変更が妥当なものと判断しましたので、報告いたします。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第5号について、「農地以外の土地」と意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第5号は「農地以外の土地」と意見を付することに決定しました。</p> <p>次に、日程第3 議案第6号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>議案第6号につきましては、番号1から番号5までが14番 小宮山晃次委員が、番号6から番号10までが13番 國岡智志委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議</p>

	<p>事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p>(國岡智志委員・小宮山晃次委員退席 午後2時33分)</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の45ページとなります。</p> <p>3月18日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで合計17,845㎡です。利用権を設定する者が7名、受ける者が3名となっております。期間につきましては、3年から5年未満のものが6,795㎡、5年から10年未満のものが11,050㎡となっております。また、所有権移転にかかるものが1,282㎡となっております。</p> <p>それでは46ページ、47ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
11番	<p>整理番号11と12ですが、物納で玄米31.7キログラムとなっておりますが、今後の参考のために教えてください。どういう計算でこうなのか、本人同士でないと分からないでしょうけど。</p>
事務局書記	<p>こちらは10アール当たりを記載する形となっております。該当する農地二筆約4,700㎡を、合わせていくらかの玄米を納める形になっておりまして、それを10アール当たり換算したときに31.7キログラムという数字がはじき出されたものです。</p>
議長(会長)	<p>他にありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手する者あり)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、議案第6号は原案のとおり決定することにいたしました。</p>

	<p>國岡智志委員、小宮山晃次委員の復席を認めます。</p> <p>(國岡智志委員・小宮山晃次委員復席 午後2時38分)</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第3 議案第7号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について決議するものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の48ページをご覧ください。</p> <p>農地取得の別段面積の設定については、農業委員会が定めることになっております。この下限面積は、1年に1回総会で設定の確認をしなければならないこととなっておりますが、本年の農家数と経営規模面積が大きく変動しておりませんので、本年度も前年度と同じ下限面積を設定させていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>現時点においては別段面積の設定が必要なわけですが、下限面積の撤廃ということが国会の方で出ますと、また変わった形で出てこようかと思いません。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第1回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時39分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年4月8日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 葉 狩 健 一

智頭町農業委員会委員 長 石 憲太郎